

○栗原市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

平成29年3月1日

告示第46号

改正 平成30年7月31日告示第201号

平成31年3月29日告示第92号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）

第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙。以下「国要綱」という。）の例による。

(総合事業の種類)

第3条 市は、総合事業として次に掲げる介護予防・生活支援サービス事業を行うものとする。

(1) 訪問型サービス（第1号訪問事業）

ア 訪問介護相当サービス（第1号訪問事業のうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の介護保険法（以下この条において「改正前の法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するものをいう。以下同じ。）

イ 訪問型サービスC事業

(2) 通所型サービス（第1号通所事業）

ア 通所介護相当サービス（第1号通所事業のうち、改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものをいう。以下同じ。）

イ 通所型サービスC事業

(3) 介護予防ケアマネジメント（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。以下同じ。）

2 前項に掲げるもののほか、一般介護予防事業として次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 介護予防把握事業

(2) 介護予防普及啓発事業

(3) 地域介護予防活動支援事業

- (4) 一般介護予防事業評価事業
- (5) 地域リハビリテーション活動支援事業  
(平31告示92・全改)

(実施方法)

第4条 介護予防・生活支援サービス事業は、次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 訪問介護相当サービス及び通所介護相当サービス 法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）により実施する。
- (2) 訪問型サービスC事業及び通所型サービスC事業 市が直接実施するほか、適切に事業運営を行うことができると市長が認めた事業者に委託して実施する。
- (3) 介護予防ケアマネジメント 地域包括支援センター又は当該地域包括支援センターが委託した指定居宅介護支援事業所により実施する。

2 一般介護予防事業は、市が直接実施するほか、介護予防等に資する事業として着実に実施することができるものとして市長が認めた者が実施する。

(平31告示92・一部改正)

(指定事業者が実施する第1号事業の費用の額)

第5条 指定事業者が実施する指定事業者が実施する訪問介護相当サービス及び通所介護相当サービス並びに介護予防ケアマネジメントに要する費用の額は、別表左欄に掲げるサービスの種類の区分に応じ、同表中欄に定める単位数に同表右欄に定める1単位の単価を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

2 訪問型サービスC事業及び通所型サービスC事業に要する費用の額等は、別に定める。

(平31告示92・一部改正)

(第1号事業支給費の支給)

第6条 市長は、第1号事業支給費（法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費をいう。以下同じ。）として、前条の規定により算定した費用の額に、次の各号に掲げる居宅要支援被保険者等の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を支給する。

- (1) 次号及び第3号に掲げる居宅要支援被保険者等以外の居宅要支援被保険者等  
100分の90
- (2) 法第59条の2第1項に規定する所得の額が同項の政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等（次号に掲げる居宅要支援被保険者等を除く。）  
100分の80
- (3) 法第59条の2第2項に規定する所得の額が同項の政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等  
100分の70

(平30告示201・全改)

(第1号事業支給費に係る審査及び支払)

第7条 市長は、第1号事業支給費に係る審査及び支払に関する事務を法第115条の45の3第6項の規定により宮城県国民健康保険団体連合会に委託して行うものとする。

(第1号事業支給費に係る支給限度額)

第8条 事業対象者に係る第6条の規定により支給する額の限度額は、要支援1の介護予防サービス費等区分支給限度基準額に相当する額とする。

(介護予防ケアマネジメント費に係る審査及び支払)

第9条 市長は、介護予防ケアマネジメント費に係る審査及び支払いに関する事務を法第115条の47第6項の規定により宮城県国民健康保険団体連合会に委託して行うものとする。

(平31告示92・追加)

(高額介護予防サービス費等相当事業)

第10条 市長は、高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業（以下「高額介護予防サービス費等相当事業」という。）を行うものとする。

2 高額介護予防サービス費等相当事業の利用者負担段階及び負担限度額等については、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第29条の2の2及び第29条の3の規定を準用する。

(平31告示92・旧第9条繰下)

(指定事業者の指定の申請等)

第11条 法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者の指定（以下「指定事業者の指定」という。）の申請は、栗原市介護予防・生活支援サービス事業所指定申請書（様式第1号）により行うものとする。

2 市長は、前項の規定による申請に基づき、指定事業者の指定をしたときは、当該申請者に対し、栗原市介護予防・生活支援サービス事業所指定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 指定事業者の指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(平31告示92・旧第10条繰下)

(指定事業者の指定の基準)

第12条 指定事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、省令第140条の63の6第1号イに規定する基準に従い、訪問型サービス及び通所型サービスを行わなければならない。

(平31告示92・旧第11条繰下)

(指定事業者の指定の期間等)

第13条 指定事業者の指定の期間は6年とし、その更新を受けなければその期間の経過によってその効力を失う。

2 前項の規定に基づく指定事業者の指定の更新申請は、栗原市介護予防・生活支援

サービス事業所指定更新申請書（様式第3号）により行うものとする。

3 市長は、前項の規定による申請に基づき、指定事業者の指定の更新をしたときは、当該申請者に対し、栗原市介護予防・生活支援サービス事業所指定更新通知書（様式第4号）により通知するものとする。

4 第11条第3項の規定は、指定事業者の指定の更新申請について準用する。

（平31告示92・旧第12条繰下・一部改正）

（指定事業者の指定の変更の届出）

第14条 指定事業者は、第11条第1項及び第13条第2項の申請の内容に変更があったときは、当該変更のあった日から10日以内に、栗原市介護予防・生活支援サービス事業所変更届出書（様式第5号）により市長に届け出なければならない。

（平31告示92・旧第13条繰下・一部改正）

（指定事業者の廃止等の届出）

第15条 指定事業者は、指定を受けた事業所を廃止又は休止するときは、当該廃止又は休止する日の1月前までに、栗原市介護予防・生活支援サービス事業所廃止・休止届出書（様式第6号）により市長に届け出なければならない。

2 指定事業者は、休止した事業所を再開したときは、当該再開した日から10日以内に、栗原市介護予防・生活支援サービス事業所再開届出書（様式第7号）により市長に届け出なければならない。

（平31告示92・旧第14条繰下）

（指定事業者の指定の取消し等）

第16条 市長は、法第115条の45の9の規定による指定事業者の指定の取消し等をしたときは、栗原市介護予防・生活支援サービス事業所指定取消・効力停止通知書（様式第8号）により、当該指定事業者に通知する。

（平31告示92・旧第15条繰下）

（指導及び監査）

第17条 市長は、総合事業の適切かつ有効な実施のため、指定事業者及び第4条第1項第3号の規定により委託を受けて総合事業を実施する者に対し、指導及び監査を行うものとする。

（平31告示92・旧第16条繰下・一部改正）

（総合事業の利用手続き）

第18条 居宅要支援被保険者等は、総合事業（第3条第2項に規定する一般介護予防事業を除く。）を利用しようとするときは、介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書（様式第9号）により、市長に届け出なければならない。

2 前項の届出は、居宅要支援被保険者等に代わって、当該者に対して介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センターが行うことができる。

（平31告示92・旧第17条繰下・一部改正）

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長

が別に定める。

(平31告示92・旧第18条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第13条の規定により指定を受けた者とみなされた指定事業者に係る初回の有効期間については、第12条第1項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。  
(準備行為)
- 3 この告示の規定による指定事業者の指定等に関する申請その他の準備行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

附 則 (平成30年7月31日告示第201号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年8月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の栗原市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第6条の規定は、この告示の施行の日以後に居宅要支援被保険者等が受けた第1号事業に係る第1号事業支給費の支給について適用し、同日前に居宅要支援被保険者等が受けた第1号事業に係る第1号事業支給費の支給については、なお従前の例による。

附 則 (平成31年3月29日告示第92号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この告示の施行の日前に改正前の栗原市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後の栗原市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の相当の規定によってしたものとみなす。

別表 (第5条関係)

(平31告示92・一部改正)

サービスの種類	単位数	1単位の単価
訪問介護相当サービス	国要綱別記1の1に定める単位	10円
通所介護相当サービス	国要綱別記1の2に定める単位	10円
介護予防ケアマネジメント	国要綱別記1の3に定める単位	10円

様式第1号(第11条関係)

栗原市介護予防・生活支援サービス事業所指定申請書

年 月 日

栗原市長 殿

所在地  
申請者 名称  
代表者氏名 印

栗原市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に規定する介護予防・生活支援サービス事業所に係る指定を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

		事業所所在地市町村番号				
申請者	フリガナ 名称					
	主たる事務所の 所在地	(郵便番号 — )				
	連絡先	電話番号			FAX番号	
	法人の種別			法人所轄庁		
	代表者の職名・ 氏名・生年月日	職名		フリガナ 氏名	生年月日 年 月 日	
	代表者の住所	(郵便番号 — )				
指定を受けようとする事業所	フリガナ 事業所の名称					
	事業所等の 所在地	(郵便番号 — )				
	同一所在地において行う事業の種類	実施事業	指定申請をする事業の事業開始予定年月日	既に指定を受けている事業の指定年月日	備考	
	訪問型サービス					
通所型サービス						
介護保険事業所番号					(既に指定を受けている場合)	
指定を受けている他市町村名						
医療機関コード等						

- 備考
- 「事業所所在地市町村番号」欄には記載しないでください。
  - 所在地及び代表者の住所に方書がある場合は、方書まで記入してください。
  - 「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「株式会社」等の記入してください。
  - 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。

様式第2号(第11条関係)

第 号  
年 月 日

所在地  
名称  
代表者氏名 殿

栗原市長 印

栗原市介護予防・生活支援サービス事業所指定通知書

年 月 日付けで申請のあった介護予防・生活支援サービス事業所について、下記のとおり指定したので、栗原市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第11条第2項の規定により通知します。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
介護保険事業所番号	
サービスの種類	
指定年月日	
指定期間	

様式第3号(第13条関係)

介護予防・生活支援サービス事業所指定更新申請書

年 月 日

栗原市長 殿

申請者 所在地  
名称  
代表者氏名

印

栗原市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に規定する介護予防・生活支援サービス事業所に係る指定の更新を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

申請者	フリガナ 名称						
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 - )					
	連絡先	電話番号			FAX番号		
	法人の種別			法人所轄庁			
	代表者の職名・氏名 ・生年月日	職名			フリガナ 氏 名	生年月日 年 月 日	
	代表者の住所	(郵便番号 - )					
	指定更新する事業所	フリガナ 名称					
所在地		(郵便番号 - )					
介護保険事業所番号							
連絡先		電話番号			FAX番号		
		メールアドレス					
当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき。							
フリガナ 名称							
所在地	(郵便番号 - )						
連絡先	電話番号			FAX番号			
事業の種類							
現に受けている指定の有効期間満了の日							

- 備考 1 所在地及び代表者の住所に方書がある場合は、方書まで記入してください。  
2 添付資料については、指定申請時と同様です。



様式第4号(第13条関係)

第 号  
年 月 日

所在地  
名称  
代表者氏名 殿

栗原市長 印

栗原市介護予防・生活支援サービス事業所指定更新通知書

年 月 日付けで申請のあった介護予防・生活支援サービス事業所について、下記のとおり指定を更新したので、栗原市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第13条第3項の規定により通知します。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
介護保険事業所番号	
サービスの種類	
指定更新年月日	
指定期間	

様式第5号(第14条関係)

栗原市介護予防・生活支援サービス事業所変更届出書

年 月 日

栗原市長 殿

所在地  
事業者 名称  
代表者氏名

印

介護予防・生活支援サービス事業所の指定を受けた内容について、下記のとおり変更したので届け出ます。

記

		介護保険事業所番号
指定内容を変更した事業所	名称	
	所在地	
サービスの種類		
変更があった事項		変更の内容
1	事業所の名称	(変更前)
2	事業所の所在地	
3	事業者の名称又は主たる事務所の所在地	
4	代表者（開設者）の氏名、生年月日及び住所	
5	登記事項証明書又は条例等	
6	事業所の建物の構造、専用区画等	
7	本体施設の概要並びに施設の本体施設との間の移動の経路及び方法並びに移動時間	
8	併設する施設の概要	(変更後)
9	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所	
10	サービス提供責任者の氏名及び住所	
11	運営規程	
12	福祉用具の保管及び消毒方法（委託している場合にあつては、委託先の状況）	
13	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	
変更年月日		年 月 日

備考 1 「変更があった事項」欄については、該当する番号を○で囲んでください。

2 変更の内容が分かる書類を添付してください。

様式第6号(第15条関係)

栗原市介護予防・生活支援サービス事業所廃止・休止届出書

年 月 日

栗原市長 殿

所在地  
事業者 名称  
代表者氏名 印

介護予防・生活支援サービス事業所を廃止・休止するので、下記のとおり届け出ます。

記

廃止・休止する 事業所	名 称	
	所 在 地	
介護保険事業所番号		
サービスの種類		
廃止・休止の別	廃止・休止	
廃止・休止する年月日	年 月 日	
廃止・休止する理由		
現にサービス又は支援を受けていた者に対する措置		
休止予定期間	年 月 日から 年 月 日まで	

備考 廃止又は休止の日の1月前までに届け出てください。

様式第7号(第15条関係)

栗原市介護予防・生活支援サービス事業所再開届出書

年 月 日

栗原市長 殿

所在地  
事業者 名称  
代表者氏名 印

介護予防・生活支援サービス事業所を再開したので、下記のとおり届け出ます。

記

再開する事業所	名称	
	所在地	
介護保険事業所番号		
サービスの種類		
再開した年月日		年 月 日

備考 当該事業所に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態に関する書類を添付してください。

様式第8号(第16条関係)

第 号  
年 月 日

所在地  
名称  
代表者氏名 殿

栗原市長 印

栗原市介護予防・生活支援サービス事業所指定取消・効力停止通知書

介護保険法第115条の45の9の規定に基づき、介護予防・生活支援サービス事業所の指定を取り消し、又は停止したので通知します。

記

事業所	名称	
	所在地	
介護保険事業所番号		
サービスの種類		
種別	指定取消・効力停止	
指定取消日・効力停止日	年 月 日	

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、栗原市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、栗原市を被告として（訴訟において栗原市を代表する者は栗原市長となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第9号(第18条関係)

介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書

		区 分	
		新規・変更	
被 保 険 者 氏 名		被 保 険 者 番 号	
フリガナ			
		生 年 月 日	性 別
		年 月 日	男 ・ 女
介護予防ケアマネジメントを依頼(変更)する地域包括支援センター			
地域包括支援センター名		地域包括支援センターの所在地	〒
		電話番号	
介護予防ケアマネジメントの一部を受託する居宅介護支援事業者 ※居宅介護支援事業者が介護予防ケアマネジメントの一部を受託する場合のみ記入して下さい。			
居宅介護支援事業所名		居宅介護支援事業所の所在地	〒
		電話番号	
地域包括支援センター又は居宅介護支援事業者を変更する場合の理由等			
※変更する場合のみ記入してください。			
変更年月日 ( 年 月 日付)			
栗原市長 殿 上記の地域包括支援センターに介護予防ケアマネジメントを依頼することを届け出ます。			
年 月 日			
住 所			
被保険者 氏 名			
電話番号			
確認欄	<input type="checkbox"/> 被保険者証資格 <input type="checkbox"/> 届出の重複		

- 備考 1 この届出書は、介護予防ケアマネジメントを依頼する事業所等が決まり次第速やかに栗原市へ提出してください。
- 2 介護予防ケアマネジメントを依頼する事業所を変更するときは、変更年月日を記入のうえ、必ず栗原市へ届け出てください。
- 3 住所地特例の対象施設に入居中の場合は、その施設が所在する市町村へ提出してください。

- 様式第1号 (第11条関係)  
(平31告示92・一部改正)
- 様式第2号 (第11条関係)  
(平31告示92・一部改正)
- 様式第3号 (第13条関係)  
(平31告示92・一部改正)
- 様式第4号 (第13条関係)  
(平31告示92・一部改正)
- 様式第5号 (第14条関係)  
(平31告示92・全改)
- 様式第6号 (第15条関係)  
(平31告示92・一部改正)
- 様式第7号 (第15条関係)  
(平31告示92・一部改正)
- 様式第8号 (第16条関係)  
(平31告示92・一部改正)
- 様式第9号 (第18条関係)  
(平31告示92・一部改正)